

令和３年１月２２日（金） 場所 委員会室

○出席議員

議長	石井 伸之	日本共産党	高原 幸雄
副議長	望月 健一	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	藤田 貴裕		

◇

○欠席議員

自由民主党	青木 健
-------	------

◇

○出席説明員

市長	永見 理夫
----	-------

◇

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

◇

○協議事項

◎議長挨拶

議題１．臨時会について

２．新年度予算（議会費）について

３．令和２年度予算（議会費）の補正について

※ 会派代表質問順について

※ 地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について

※ 政務活動費について

◎議長挨拶

○【石井伸之議長】 皆様、おはようございます。本日の会派代表者会議に御出席を頂き、誠にありがとうございます。

本日は臨時会開催の件で、永見市長にお越しいただいております。議会費の予算の議題もでございます。皆様の御協力の下、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木健議員より欠席する旨の連絡があり、議長として、遠藤直弘議員に代理として出席していただいておりますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、会派代表者会議を開きます。



議題1. 臨時会について

○【石井伸之議長】 議題1、臨時会についてでございます。この件につきましては、永見市長からお話を頂きたいと思っております。永見市長、よろしくお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。貴重なお時間を拝借いたしまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルスワクチン接種のため、補正予算を早急に編成する必要が生じております。そのため、1月中にぜひ臨時会を開催させていただきたい、このように考えているところでございます。

本日の会派代表者会議におきまして、日程等、御協議いただき、この件が円滑に進みますよう、よろしくお願いいたします。このように考えて、今日出席させていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 永見市長、ありがとうございました。

新型コロナウイルスワクチン接種の関連費用の必要性から、1月中に臨時会を開催していただきたいとのことでございました。

まずは、臨時会の開催について確認を致します。1月中開催という厳しい日程ですが、議会と致しましては、1月27日開催ということで進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、令和3年第1回臨時会の開催を1月27日午前10時とすることを確認させていただきました。

あわせて、第1回臨時会に伴う議会運営委員会を1月25日午後4時に開催したいと考えておりますが、そちらについてはよろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように確認をさせていただきました。

ここで永見市長には退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○【永見市長】 どうもありがとうございました。

○【石井伸之議長】 それでは、第1回臨時会の運営方法について、御協議を頂きたいと思っております。お配りをしています令和3年第1回臨時会の運営方法について(案)を御覧ください。私のほうで読み上げさせていただきます。

令和3年第1回臨時会の運営方法について(案)。緊急事態宣言下で行われる臨時会ということから、下記の新型コロナウイルス感染症対策を行いたいと考えています。議員各位の御理解を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

共通事項。こちらは補正予算の審議、また、同様に審議が行われます専決処分事項等に関する審議事項を共通事項ということで書かせていただきました。

1、傍聴は自粛の協力をお願いと消毒、三密防止、ソーシャルディスタンス等の対応策を合わせて表示。2、会議録署名議員は3名体制。3、議場の扉と外部の窓は常時開放。4、出席説明員は答弁者のみとし、人選は市長に一任。こちらにつきましては、まだ情報段階なんです、臨時会に健康づくり担当課長、または政策経営課長が出席説明員として入る可能性があるといった情報を頂いております。

5、マスク、フェースシールド等を着用。6、議員、説明員は着座にて発言。ただし、括弧として登壇時を除きます。7、第1回臨時会提出案件に対する事前通告はなしですが、事前の調整を行い端的な質疑、議事運営に御協力をお願いいたします。8、重複した質疑はしないようお願いいたします。9、インターネット中継カメラは議会事務局一任。10、詳細は議長一任。

続きまして、補正予算に関する審議における運営方法についてでございます。1、ソーシャルディスタンスを確保する中で、議員の入替えを令和2年第4回定例会一般質問と同様に実施いたします。議員の入替え一覧表は議会事務局において一任をお願いいたします。2、質疑を希望する会派の質疑順番を1月25日午後4時より行う議会運営委員会終了後に抽選で決めさせていただきます。これによりまして、議場内における三密を防止するために、議場内における出席議員の人数を少しでも減らしていきたいと考えております。また、今後の日程につきましては、先ほど確認させていただきましたとおり、1月25日月曜日、午後4時、議会運営委員会、1月27日水曜日、午前10時から臨時会といった形で、第1回臨時会の運営方法を考えております。こちらについては、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、この運営方法案のとおり確認をさせていただきました。

皆様におかれましては、緊急事態宣言下の臨時会でございますので、各会派におかれましては、端的な質疑、円滑な議事運営に特段の御協力をお願いいたします。



議題2. 新年度予算（議会費）について

○【石井伸之議長】 それでは、議題2、令和3年度、新年度予算（議会費）についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 新年度の議会費におきましては、前回の会派代表者会議で御確認いただいたところでございます。その後、軽微な減額がございましたので、次長より簡単に御報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○【石井伸之議長】 議会事務局次長。

○【波多野議会事務局次長】 申し訳ありません。着座にて御説明させていただきます。

議会費の令和3年度予算案につきまして、前回12月17日の会派代表者会議時からの変更、減額した費目について御説明させていただきます。会派代表者会議資料No.1の3ページをお開きください。上から、まず2の議会事務局会計年度任用職員報酬等につきましては、全体の調整がありまして、人事院勧告の動向を加味するということで、期末手当の支給月数を2.6から2.5月、マイナス0.1月とすることで1万5,000円の減となりました。

次に、6の会議録作成事業費と8の議会事務費でございますが、政策経営課との調整を行いまして、減額したものでございます。6の会議録作成事業費につきましては、資料の右側に記載してあります

ように、定例会等の開催時間の見込み時間数の調整を行いまして、会議録作成に係る印刷製本費と筆耕翻訳料、そして、会議録検索システムデータ作成委託料を減額いたしまして、合計で28万4,000円の減となりました。

8の議会事務費の消耗品費につきましては、新型コロナウイルス対策用品の消耗品の購入経費として、飛沫感染防止用フィルムと、消毒液を計上しておりますが、それぞれ数量の調整を致しまして、7万1,000円の減となりました。そこで、合計では3ページ下の枠で囲みました上段の前回会派代表者会議資料No.9との比較ではマイナス37万円となり、その下の囲み、前年度、令和2年度の当初予算との比較ではマイナス230万円、マイナス0.8%となりました。なお、全体につきましては、1、2ページを後ほど御覧ください。以上が変更点、減額分の説明でございます。御確認を頂きまして、御協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 報告が終わりました。

議会費、新年度予算については、何かございますでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 今の6の会議録作成事業費の減額ですけれども、どういう根拠があつて、こんな開催時間の見込み減という話になったんですか。

○【波多野議会事務局次長】 もともと余裕分というものを見込んでおりまして、例えば第4回定例会につきましては、12月議会ということで、割と長い見込みで、その分をマイナス5時間したり、また、第1回定例会におきましては、市長の施政方針表明に対する会派代表質問の時間を1日の時間を取っていたんですが、それを実績に応じまして、例年、大体2時台で終わるということで、そちらのほうも約2時間、減額をさせていただいたり、また、全員協議会分を年間2回見込んでおりましたところを1回、このような余裕分、予備分のところを調整させていただきました。

○【藤田貴裕議員】 分かりました。私、てっきりコロナウイルス関係で何か議会を短くするのかなとちょっとびっくりしまして。実績に応じてということですね。

○【波多野議会事務局次長】 はい。次の補正でも、今回減額のほうを出させていただいておりますので、例年の実績に合わせてということにさせていただきました。

○【石井伸之議長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、会派代表者会議資料No.1のとおり確認いたしました。



議題3. 令和2年度予算（議会費）の補正について

○【石井伸之議長】 続きまして、議題3、令和2年度予算（議会費）の補正についてに入ります。議会事務局より説明をお願いいたします。議会事務局次長。

○【波多野議会事務局次長】 それでは、会派代表者会議資料No.2に基づいて御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、4件でございますが、決算見込みによるものです。新型コロナウイルス関係の影響によりまして、全て減額補正となっております。上から順に説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1段目の議会活動経費の交際費でございます。こちらの交際費は12月までの支出済額と致しましては、5,000円を支出しているところでございますが、今後1月から3月にかけてまして、これまでの実績と、また、今後の予定を踏まえまして、決算見込額を7万7,000円と見込んでおります。当

初予算の60万から差引き予算残額の見込額が先ほど申し上げました7万7,000円となりますので、52万3,000円を減額補正するものでございます。

次に2段目、同じく議会活動経費の借上料でございます。内容は、自動車借上料でございます。12月までの使用実績7万4,800円と、これまでの実績と、今後1月から3月までの使用予想分を見込みまして、決算見込額を20万1,800円としているところでございます。当初予算額の99万8,000円から決算見込額の20万1,800円を引きました予算残額79万6,200円につきまして、79万6,000円を減額するものでございます。

次に3段目、会議録作成事業費の需用費、本会議録及び委員会記録の会議録等印刷製本費でございます。決算見込額を140万6,885円と見込んでございます。当初予算額220万円から決算見込額を引きました予算残額79万3,115円につきまして、79万3,000円を減額するものでございます。減額の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のために令和2年第1回定例会本会議では一般質問を行わなかった。常任委員会においても、審査案件及び報告事項を絞り開催したこと。また、予算特別委員会は開催されなかったこと。そして、令和2年第2回定例会では一般質問を40分で実施し、同様に、常任委員会においては報告事項を絞り開催したこと。令和2年第3回及び第4回定例会においては、一般質問を通常どおり1時間で実施いたしました。が、議案等の審議時間が短かったことにより、本会議及び委員会の会議時間は短縮されまして、それに伴い会議録のページ数も減少し、執行額も減少したことが減額の主な要因でございます。

最後に4段目、同じく会議録作成事業費の役務費でございます。内容は本会議、常任委員会等の議事録音声データ等の反訳委託業務の筆耕翻訳料でございます。決算見込みを383万2,950円としてございます。当初予算額464万5,000円から決算見込額を引きまして、この予算残額81万2,050円につきまして、81万2,000円を減額するものでございます。こちらの主な理由といたしましても、令和2年第2回定例会、第3回定例会及び第4回定例会においては、印刷製本費と同様の理由で、本会議及び委員会の会議時間が短縮されたこと。また、そのほか、閉会中の継続審査の常任委員会の開催がなかったことなどにより執行額が減少していることが減額の主な要因でございます。

なお、トータルでございますが、予算現額3億473万7,000円から今回の補正額292万4,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を3億181万3,000円とするものでございます。今回の補正の割合は、予算現額に対しましてマイナス0.96%となっております。以上が令和2年度の3月補正予算案の概要説明でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 説明が終わりました。補正予算についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、会派代表者会議資料No.2のとおり確認いたしました。



※ 会派代表質問順について

○【石井伸之議長】 続きまして、米印に入らせていただきます。市長施政方針表明に対する会派代表質問順について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 第1回定例会で行われます市長施政方針表明に対する会派代表質問につきましては、今年は2月26日金曜日に行うことが確認されております。先例に倣いまして、抽せんにより順番を決めております。つきましては、2月18日木曜日の議会運営委員会終了後に抽せんを行いた

と思います。1人会派の皆さんで傍聴されていない場合には、事務局に一任をお願いしていただきたいと存じます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、そのとおり、会派代表質問順については終わります。



※ 地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について

○【石井伸之議長】 続きまして、米印の2番目に入ります。地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請についてに入ります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、米印の出席停止の懲罰に関する審決の申請について、御説明をさせていただきます。

資料は令和2年12月25日付の右側に2総行市第590号と記載されています東京都総務局行政部長からの通知でございます。この通知につきましては、令和2年11月25日の最高裁判決におきまして、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否に関しまして、従前とは異なる見解が示されたことから、総務省の見解が改められたことを通知する内容のものでございます。

内容に入ります前に、地方議会における懲罰について御紹介を致します。地方議会におきましては、懲罰とは地方自治法や会議規則等に違反した議員に対して議会が科すべき処分で、地方自治法には公開の議場における戒告、陳謝、一定期間の出席停止及び除名の4種類が規定をされているところでございます。

その取扱いでございますが、戒告、陳謝、出席停止の各処分につきましては、議会の自律裁量として司法審査の対象とはならないとされる一方で、除名の懲罰を科された場合には、その救済として、当該議員が知事に審決の申請を行うことができるものとされておりました。除名処分のみが司法審査の対象とされてきたというところでございます。

これに対しまして、昨年11月の最高裁判決は、出席停止の処分も司法審査の対象としたところでございます。それを受けまして、資料の3枚目の記載がございますけれども、総務省より見解が示されているところでございます。

資料の3枚目を御覧いただきたいと存じます。質疑応答の形式になってございますが、1つ目の丸として、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について、問いと致しまして、「地方議会における出席停止の懲罰は、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできず、地方自治法第255条の4の規定による審決の申請の対象となるものとするのか」ということに対しまして、答えとして、「お見込みのとおり」との回答となっております。その理由と致しまして、最高裁判決におきまして、議員の出席停止、懲罰の適否は司法審査の対象となるべきとされたことを踏まえたものであるとの見解が示されているところでございます。すなわち出席停止の懲罰の処分が適当なものかどうか、知事が審決できるという内容となっているところでございます。説明は以上でございます。今後の議会運営の参考にいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 説明を頂きました。ありがとうございました。

この件につきましては、各会派所属議員それぞれに情報提供をお願いいたします。それと、もし何かございましたら、会派代表者会議終了後、各会派のほうで御意見等ございましたら、事務局のほうにお伝えいただきまして、また内容を深めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

※ 政務活動費について

○【石井伸之議長】 続きまして、米印の3番目、政務活動費についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 政務活動費につきましては、令和2年度の精算は当然ございません。令和3年度の政務活動費の交付申請につきましては、来週中に用紙を配付いたしますので、4月1日木曜日の正午までに申請をお願いしたいと存じます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【石井伸之議長】 今、議会事務局長から説明がありましたとおり、政務活動費については申請書類を4月1日正午までに申請のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、会派代表者会議における協議事項、全て終了いたしました。

————— ◇ —————

○【石井伸之議長】 これをもちまして、会派代表者会議を閉会と致します。皆様、御協力を頂き、ありがとうございました。

午前10時21分閉会